

令和6年度うなぎ稚魚漁業制限措置等

第1 制限措置

(1) 漁業種類

うなぎ稚魚漁業

(内水面において、うなぎ稚魚(全長13cm以下のうなぎをいう。)の採捕を目的とするもの)

(2) 漁業者の数

2名以内

(3) 操業区域

① 筑後川本流久留米市小森野堰から下流坂口堰までの区域

② 筑後川を除く県内一円の河川

(4) 漁業時期

令和7年2月1日から令和7年4月30日まで

(5) 漁業を営む者の資格

① 農林水産大臣のうなぎ養殖業許可証を有する佐賀県の養鰻業者

但し、農林水産大臣の異種うなぎ養殖業許可証を有する養鰻業者は除く

② 令和6年4月30日現在で佐賀県うなぎ稚魚漁業許可を受けていた者

③ 佐賀県漁業調整規則(令和2年佐賀県規則第63号)第10条第1項各号のいずれにも該当しない者

④ 適切な資源管理を実践できる者

⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

許可した日から令和7年4月30日まで

第3 申請すべき期間

公示した日から令和7年1月17日まで